

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第25回本部員会議

日 時：平成31年3月7日（木）
16時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

- I 野生いのししへの経口ワクチン投与について

- II 豚コレラ拡散防止対策について（追加対策）

- III 検証報告書について

I 野生いのししへの経口ワクチン散布について

- 資料1 岐阜県経口ワクチン野外散布実施計画（案）の概要
- 資料2 岐阜県経口ワクチン野外散布実施計画（案）
- 資料3 野生いのししに対するワクチンの散布について
- 資料4 経口ワクチン散布区域想定図

のとおり

II 豚コレラ拡散防止対策について（追加対策）

A 農場の防疫対策

1 これまでの対策

（1）検査体制の強化

① 全農場への対応

- ア 報告徴求の結果に基づく立入検査
- イ 農場における飼養衛生管理基準の確実な実行
- ウ 飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を見直し、確認体制を強化

② 野生いのしし調査対象区域内の農場への対応

- ア ウイルス侵入防止対策の現地確認（定期的）
- イ 詳細状況報告（2回／日）

③ 疫学関連農場等の安全確認

- ア 岐阜県監視対象農場衛生監視プログラムによる安全確認体制
- イ と畜場再開のためのバイオセキュリティ要件による安全確認体制

（2）防疫体制の強化

① 全農場への対応

- ア 防疫体制の緊急点検
- イ 防疫資材の配布・貸与

{	消石灰、防護服、長靴、踏込消毒槽、動力噴霧器、
	ブルーシート、電気柵、防鳥ネット
- ウ ワイヤメッシュ柵設置経費の補助
- エ 人の交差等による感染拡大防止
 - ・野生いのししと豚の検査体制の完全分離
 - ・野生いのしし調査捕獲における衛生管理チェックリストの新設

2 対策の強化

（1）まん延防止対策

① 豚コレラの早期発見のための通報義務化

- ・豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に記載されていた症状が家畜伝染病予防法第13条の2第1項に基づく「特定症状」に定められたことに伴い、農場内で異常豚が確認された場合、直ちに通報するよう農場を指導（2/26から）

② 飼養衛生管理基準の確実な実行

- ・国と県が共同で県内33農場を対象とした飼養衛生管理基準の立入検査を実施中（2/6から）

- ・現地指導をした 33 農場のフォローアップを県において実施予定
(現地指導から 1 ヶ月後を目途にフォローアップを実施)
- ・養豚農場への入退場時の衛生措置を徹底するよう指導(2/27 から)

B 野生いのしし対策

1 これまでの対策

(1) 浸潤状況検査及び調査捕獲

- ① 野生いのしし調査対象区域内で、野生いのししの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため、調査捕獲を実施

※陽性いのししの発見に伴い、順次、調査捕獲区域を拡大

- ② 市町村の有害捕獲の拡充

(2) 狩猟禁止区域の設定

- ① 調査対象区域を含む地域を狩猟禁止区域に指定（27市町）

※調査対象区域の拡大に伴い、順次、禁止区域を拡大

(3) 防護柵の設置等

- ① 防護柵の設置 : 約124km

[内訳]	(国)157号～(国)256号	約30km
	(主)関金山線	約14.2km
	(主)美濃川辺線	約8.8km
	(国)418号	約1km
	(国)256号・(主)美濃洞戸線	約20km
	(主)恵那白川線・白川町道	約18km
	(主)可児金山線	約10.7km
	(主)豊田多治見線	約5km
	(主)恵那白川線・恵那市道	約16km

アンダーパス封鎖：175ヶ所

[内訳]	飛騨川	10箇所
	中央自動車道	157箇所
	土岐川・(主)名古屋多治見線	8箇所

- ② 緩衝帯の整備 : 草刈 など

2 対策の強化

(1) 新たな陽性個体を踏まえた防護柵の増設

- ① 明知鉄道及び主要地方道瑞浪上矢作線沿いに、防護柵を設置 追加

計画延長：約20km(2/26着手)

(2) 消毒の徹底等

- ① 畜産関係車両用の消毒ポイントの設置

5箇所(3月下旬から) 追加

- ② 散水車による幹線道路(約125km)の路面消毒(2/16から)

[(国)41号(国)、256号、(国)418号、
(主)美濃川辺線、(主)可児金山線、(主)恵那白川線 ほか]

- ③ 東海自然歩道登山口に石灰帯を設置 10箇所(2/18から)

- ④ 野生いのしし生息山域におけるイベント開催自粛要請(2/15から)

C 豚コレラ発生農家等への経営支援対策

1 これまでの対策

(1) 経営再開支援

- ① 殺処分された家畜の評価額の全額を手当金として交付
- ② 家畜の移動制限による売上減少または飼料費、保管費、輸送費等の増額分を助成

2 対策の強化

(1) 豚コレラ緊急対策資金 追加

- ① 発生農場及び制限を受けた農場のうち、国からの手当金等の交付を受けるまでのつなぎ資金の利子補給・保証料補給を実施。

[概要]

資金の種類	利子補給	保証料補給
融資対象者	発生農場及び出荷制限を受けた農場のうち、国からの手当金等の交付を受けるまでのつなぎ資金を希望する者	
融資額	国からの手当金等見込額の1%を限度	国からの手当金等見込額の0.47%
融資期間	1年以内（ただし、手当金等の交付までの一定期間内）	
融資利率・保証料率	無利子（金融機関が金利1%以内に設定し、県が全額利子補給） 保証料不要（県が全額保証料を補給）	
対象経費	運転資金等	
融資機関	県内農業協同組合等	

② 県の支援

ア 利子補給

- ・金融機関が豚コレラ発生農家等に対し貸し付けた資金にかかる利子について、県が金融機関に対し利子補給を実施。

イ 保証料補給

- ・金融機関が豚コレラ発生農家等に対し貸し付けた資金にかかる保証料について、県又は岐阜県信用農業協同組合連合会等が岐阜県農業信用基金協会に対し保証料補給を実施。

(2) 家畜疾病経営維持資金 追加

① 家畜疾病経営維持資金（国制度）の拡充

- ・融資対象者に移動制限・搬出制限区域外の農家を追加
- ・融資期間（据置）は、経営再開資金、経営継続資金、経営維持資金のいずれも償還期限7年以内及び据置期間3年以内に延長

[概要]

資金の種類	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
融資対象者	[発生農家] 家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	[移動制限・搬出制限区域内] 家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者	[移動制限・搬出制限区域外] 豚コレラの発生に伴う豚肉等の価格低下、出荷減少等により経営維持が困難となった生産者のうち、一定の要件を満たす者
融資額	個人 2,000 万円 法人 8,000 万円	肥育豚 1 頭あたり 13 千円 繁殖豚 1 頭あたり 26 千円	
融資期間(据置)	7 年以内(3 年以内)		
融資利率	無利子 (国制度及び県利子補給後)		
対象経費	飼料費、家畜購入費、畜産経営に要する器具及び消耗品等購入費、雇用労働費、その他畜産経営の再開、継続又は維持に必要な経費 (運転資金)		
融資機関	県内農業協同組合、銀行、信用金庫等		

② 県の支援

- ・家畜疾病経営維持資金の借受者である農家の負担を軽減するため、県が利子補給を実施

[農業者の負担金利(H31. 2. 21 現在)]

基準金利	利子補給率		末端貸付利率
	国	県	
1.50%	0.75%	0.75%	0.00%

D 平成30年岐阜県一般会計補正予算追加提案

1 歳入

(1) 地方交付税及び国庫支出金 915,488千円

2 歳出

(1) 豚コレラ防疫措置 815,488千円

- ・3月補正予算計上後に更に3農場で実施した、殺処分、埋却、消毒ポイントの運営等、防疫作業に要する経費

(2) 県道等における消毒 100,000千円

- ・野生いのししによる豚コレラ感染拡大を防止するため、野生いのしし感染集中地域周辺の幹線道路の消毒等に要する経費

(3) 豚コレラ緊急対策資金 4,000千円 (債務負担)

- ・農家等が金融機関に支払う利子が無利子化するため、金融機関に対して県が利子を補給
- ・農家等が金融機関に支払う保証料を不要とするため、金融機関に対して県が保証料を補給

Ⅲ 検証報告書について

別添のとおり

2019. 3. 7 岐阜県経ロワクチン対策チーム

岐阜県経ロワクチン野外散布実施計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

- ・野生いのししによる豚コレラの感染拡大を防止するため、国が定める「豚コレラ経ロワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、国主導の下、豚コレラ経ロワクチンの野外散布を実施する。

2 使用する経ロワクチンタイプ

- ・国から配布された生ワクチンとする。

3 実施体制

- ・「岐阜県経ロワクチン対策チーム」を設置し、野外散布の企画立案・関係機関との調整等を行う。
- ・県、関係市町村及び関係団体を構成員とする「岐阜県経ロワクチン対策協議会（仮称：以下「協議会」という。）」を設置し、野外散布を適正かつ円滑に実行する。
- ・実効性のある体制とするため、協議会に以下の組織を設置する。

○アドバイザー・グループ【愛知県と共同設置】

[役 割] 野外散布に関する技術的助言、有効性の検証等を実施

[構成員] 国、有識者等

○経ロワクチン散布地区タスクフォース

[役 割] 散布地区において経ロワクチンの野外散布に係る作業を実施

[構成員] 散布地区ごとに、県、市町村、猟友会、委託事業者

4 散布を実施する地域・地区

- ・散布を実施する地域・地区は、防護柵の周辺地域及びその隣接地域とし、地形や地理的条件、豚コレラ陽性のいのしし確認場所等を踏まえ設定する。

[散布地域・地区] 岐阜椿洞区域(岐阜市、山県市、本巣市)

岐阜大洞区域(坂祝町)

美濃・関区域(関市、美濃市、美濃加茂市、富加町、七宗町)

可児区域(可児市、御嵩町、多治見市、土岐市)

八百津区域(八百津町、川辺町、白川町)

瑞浪・恵那区域(瑞浪市、恵那市)

5 散布の実施期間

- ・2019年3月から原則1年間とし、実施期間を3期に分けて実施する。
- ・散布時期は、散布地域の気候条件、植生及び環境中の餌の量等と、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ受け決定する。

<散布時期の目安>

- 第1期 (3月～5月)
- 第2期 (7月～9月)
- 第3期 (1月～2月)

6 散布方法

- ・経ロワクチン散布は、散布地区タスクフォースが以下の手順により行う。

① 散布候補地の選定

山林部、竹林部、林縁部、耕作放棄地（特に水田放棄地）等から、いのししが出現しやすく、餌付けやワクチン散布作業に適した場所をアドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ選定する。

② 散布候補地における餌付け(誘引)の実施

経ロワクチンに近い固形物を土中に埋め、その周辺にトウモロコシ粒等を撒くなど、いのししが容易に見つけ、摂取することができるようにする（7日間を目安とする）。

③ 誘引状況の確認

センサーカメラ等を設置する等により、餌付け状況を記録する。
カメラの設置数は、散布地点数の1/10箇所を目安とする。

④ 散布地点及び散布数量等の決定

散布地点は、1k㎡(100ha)当たり0.75箇所を目安とし、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ、散布地区タスクフォースが選定する。
1箇所の散布地点の面積は、25㎡から200㎡を目安とする。
養豚農場の周辺（概ね半径2kmの範囲）に散布地点を設置しない。

⑤ ワクチン散布

散布作業は、原則として5日以内に実施する。
ワクチンが4度以上にならないよう、輸送・散布等を行う。
1箇所の散布地点の散布数量は、平均40個を目安とする。

⑥ ワクチン摂取状況の確認

センサーカメラを設置する等により、ワクチン摂取状況を記録する。
カメラの設置数は、散布地点数の1/10箇所を目安とする。

⑦ ワクチン回収

散布したワクチンは、散布5日後に回収する。

⑧ 捕獲の制限

ワクチン散布地域では、ワクチン散布後10日間、捕獲等を自粛する。

7 豚への経口ワクチン株の伝搬を回避するための措置

・散布したワクチンが小動物等により機械的に養豚農場に持ち込まれることを防止するための措置等を講じる。

① ワクチン株の機械的伝搬防止のための措置

② 講習会・研修会の開催

③ 定期的な実地点検等の実施

④ 経口ワクチンの管理

8 交差汚染防止措置

・餌付け時、ワクチン散布時及びワクチン回収時に交差汚染を防止するための措置を講じる。

① 交差汚染防止マニュアルの策定

② 講習会・研修会の開催

③ 定期的な実地点検等の実施

9 狩猟・捕獲規制措置

・市町村等との連携の下、ワクチン散布地区での狩猟禁止等の措置を実施する。

・ワクチン散布地域におけるいのしし以外の野生動物の狩猟、許可捕獲等の実施状況を把握するとともに、必要に応じ、市町村等の理解と協力の下、いのしし以外の動物を含む捕獲の規制措置を講じる。

10 サーベイランスの実施

(1) サーベイランスの実実施計画

・経口ワクチン散布の実効性及び有効性を評価・分析するため、ワクチン散布地区で捕獲したいのしし及び死亡個体について、ウイルス学的・血清学的検査を実施する。

(2) サーベイランスのための捕獲実施計画

・サーベイランスのための捕獲は、散布地区タスクフォースが実施する。

・捕獲は、ワクチン散布10日後を目安に開始する。

・捕獲方法、捕獲頭数及び捕獲場所等は、アドバイザー・グループの技術的助言等を受け決定する。

(3) 経口ワクチン有効性評価試験計画

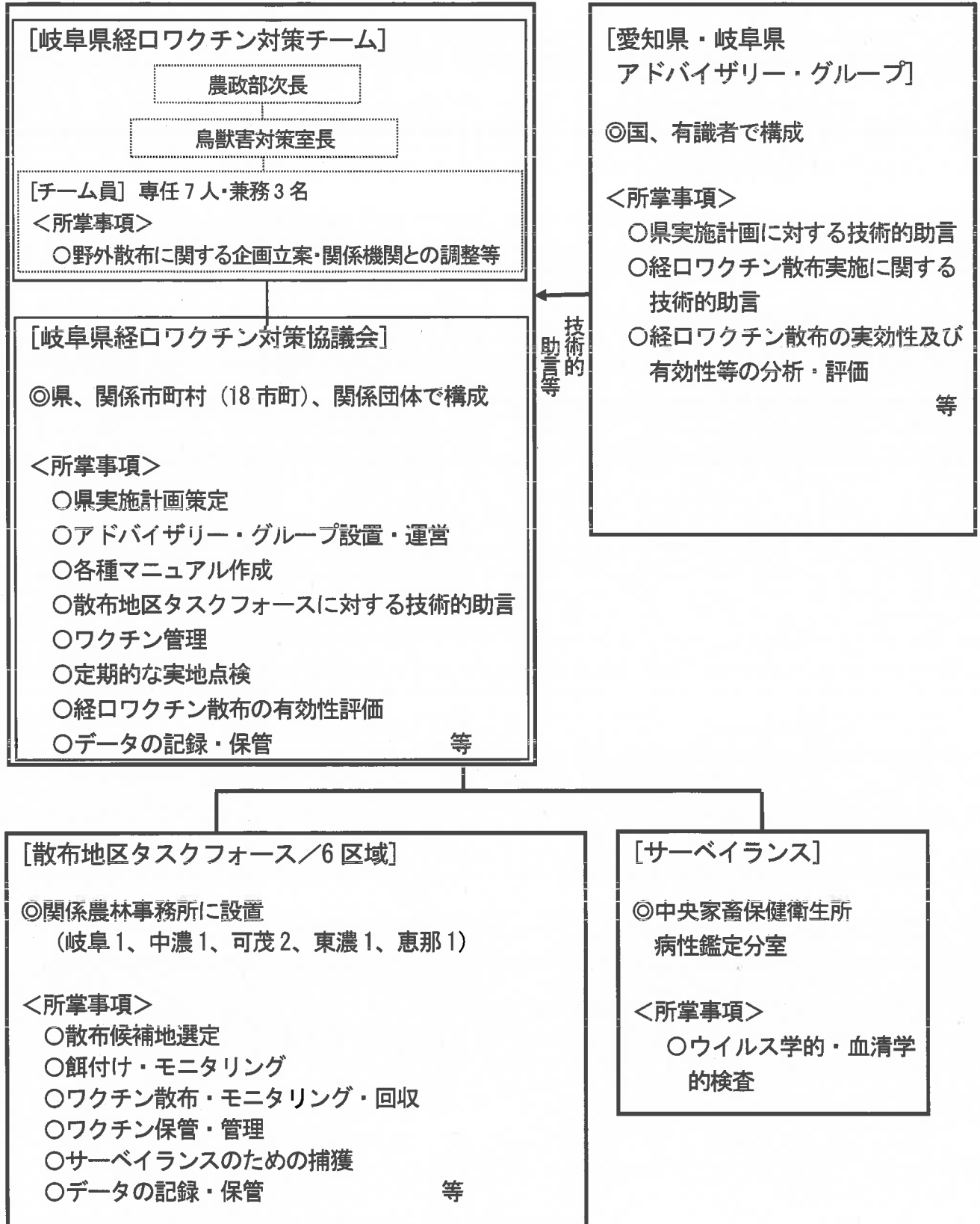
- ・サーベイランスの結果をもとに、アドバイザー・グループと連携し、以下の事項を中心に、経口ワクチン散布の実効性及び有効性の分析・評価を行う。

- ① 餌付けの状況
- ② 経口ワクチンの摂取状況（機械的な持出し含む）
- ③ 捕獲・死亡いのしし情報
- ④ 陽性・陰性いのしし情報

11 データの保管・管理体制及び計画

- ・協議会及び散布地区タスクフォースは、野外散布の実施等に係るデータを、適正に記録、保管する。

実施体制図



今後のスケジュール

3月7日	第24回本部員会議 ※県実施計画決定
3月8日	説明会（市町村・猟友会） 10:00～11:00 関係18市町 11:00～12:00 関係14猟友会支部 岐阜県経口ワクチン対策協議会設立総会 13:30～14:30
3月11日～14日	散布地区タスクフォースへの説明会（6会場）
3月14日	第1回アドバイザー・グループ会議 （第1期ワクチン散布）
3月18日～3月24日	第1回餌付け期間（7日間程度）
3月25日～3月29日	第1回ワクチン散布（5日間）
3月30日～4月3日	ワクチン回収（散布5日後）
4月4日～4月中旬	サーベイランスのための捕獲（散布10日後～）
4月中旬～4月下旬	第2回餌付け期間（7日間程度）
4月下旬～5月	第2回ワクチン散布（5日間）
4月下旬～5月	ワクチン回収（散布5日後）
5月	サーベイランスのための捕獲
5月	ワクチン散布の実効性・有効性の中間評価 （第2期ワクチン散布）
7月～9月	ワクチン散布・回収、捕獲（2回）
9月	ワクチン散布の実効性・有効性の中間評価 （第3期ワクチン散布）
1月～3月	ワクチン散布・回収、捕獲（2回）
3月	ワクチン散布の実効性・有効性の評価

岐阜県経口ワクチン野外散布実施計画

(案)

(計画期間 2019年3月～2020年3月)

2019年3月

岐阜県

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	これまでの経過と現状	1
	（1）経過状況	1
	（2）野生いのししの豚コレラ感染状況.....	1
	（3）野生いのししへの豚コレラ拡散防止に向けた対策.....	2
3	野生いのししへの経口ワクチン野外散布実施計画	3
	（1）使用する経口ワクチンタイプ.....	3
	（2）実施体制	3
	（3）経口ワクチン散布を実施する地域・地区.....	4
	（4）経口ワクチン散布の実施期間.....	4
	（5）経口ワクチン散布方法	5
	（6）豚への経口ワクチン株の伝播を回避するための措置.....	7
	（7）交差汚染防止措置	7
	（8）狩猟・捕獲規制措置	8
	（9）サーベイランスの実施	8
	（10）データの保管・管理体制及び計画.....	9
	（11）スケジュール	10

1 計画策定の趣旨

2018年9月9日、本県の養豚農場において、本国では、1992年以來26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認され、同月14日には、野生いのししから豚コレラの陽性事例が確認された。これを受け、野生いのしし調査対象区域での調査捕獲、狩猟禁止区域の設定及び防護柵の設置など豚コレラの感染拡大防止対策を図ってきたところである。

今般、更なる野生いのししによる豚コレラの感染拡大を防止するため、国が定める「豚コレラ経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、国主導の下、本県における野生いのししの豚コレラ経口ワクチンの野外散布等を行うにあたり、実施計画を策定する。

2 これまでの経過と現状

(1) 経過状況

日付	事案
2018年	9/9 A農場（岐阜市）で豚コレラ事案発生
	9/14 岐阜椿洞地区で9/13に発見された死亡いのししから陽性確認
	9/16 岐阜大洞地区で9/15に発見された死亡いのししから陽性確認
	11/1 可児地区で10/30に発見された死亡いのししから陽性確認
	11/16 岐阜市畜産センター公園（岐阜市）で豚コレラ事案発生
	11/29 八百津地区で11/26に発見された死亡いのししから陽性確認
	12/5 県畜産研究所（美濃加茂市）で豚コレラ事案発生
	12/10 いのしし飼育施設（関市）で豚コレラ事案発生
	12/15 県農業大学校（可児市）で豚コレラ事案発生
	12/25 B農場（関市）で豚コレラ事案発生
2019年	1/29 C農場（各務原市）で豚コレラ事案発生
	1/30 D農場（本巣市）で豚コレラ事案発生
	2/6 E農場（恵那市）で豚コレラ事案発生
	2/12 関・美濃地区で2/8に発見された死亡いのししから陽性確認
	2/14 瑞浪・恵那地区で2/13に発見された死亡いのししから陽性確認
	2/19 F農場（瑞浪市）で豚コレラ事案発生

※野生いのししは調査対象区域ごとの豚コレラ陽性の初確認のみ掲載

(2) 野生いのししの豚コレラ感染状況

捕獲区域	捕獲いのしし				死亡いのしし		合計		
	調査捕獲		有害捕獲		陽性	陰性	陽性	陰性	
	陽性	陰性	陽性	陰性					
調査対象区域	102	430	38	155	66	33	206	618	
調査対象区域外	対象外		0	21	0	13	0	34	
合計	102	430	38	176	66	46	206	652	858

(捕獲期間：2018.9.25～2019.3.6現在)

(3) 野生いのししへの豚コレラ拡散防止に向けた対策

①浸潤状況検査及び調査捕獲

野生いのしし調査対象区域内※（以下「調査対象区域」という。）で、野生いのししの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため調査捕獲を実施。また、市町村の有害捕獲の拡充（捕獲実績に応じ、市町村に交付金を支払う。）。

※感染いのしし発見場所から半径 10km の円、又は調査対象区域内の感染いのしし発見場所の重心を中心とした半径 10km の円の範囲内をいう。また、陽性いのししの発見に伴い、順次、調査対象区域を拡大。

②狩猟禁止区域の設定

調査対象区域を含む地域を狩猟禁止区域に指定（27 市町）

※調査対象区域の拡大に伴い、順次、狩猟禁止区域を拡大

③防護柵の設置等

- ・防護柵の設置 約 144 k m（アンダーパス封鎖 175 箇所）

岐阜椿洞地区及びその周辺地域	国道 157 号など 30km
関・美濃・美濃加茂及びその周辺地域	県道 81 号（美濃川辺線）など 52km
八百津地区及びその周辺地域	県道 68 号（恵那白川線）など 34km
瑞浪・恵那及びその周辺地域	県道 33 号（瑞浪上矢作線）など 28km

- ・緩衝帯の整備 草刈りなど
- ・生息状況確認用センサーカメラの設置 6 地域（22 箇所）

④消毒の徹底等

- ・幹線道路の路面消毒 約 125 k m（国道 418 号、国道 256 号線、県道 81 号 等）
- ・東海自然歩道登山口 10 箇所
- ・野生いのしし生息山域におけるイベント開催自粛要請

3 野生いのししへの経口ワクチン野外散布実施計画

(1) 使用する経口ワクチンタイプ

使用する経口ワクチンは、国から配布された「生ワクチン」とする。

(2) 実施体制

①「岐阜県経口ワクチン対策協議会」の設置

野生いのししの豚コレラ経口ワクチンの野外散布等を実施するため、県、関係市町村、猟友会及び畜産関係団体等で構成する「岐阜県経口ワクチン対策協議会（仮称）（以下「協議会」という。）」を設置する。

②「愛知県・岐阜県アドバイザー・グループ」の設置

協議会は、野生いのししの豚コレラ経口ワクチンの野外散布等の実施に関し、技術的助言等を得るため、愛知県と共同で、国及び有識者等で構成する「愛知県・岐阜県アドバイザー・グループ（以下「アドバイザー・グループ」という。）」を設置する。

アドバイザー・グループは、協議会からの定期的な実施報告等に基づき、経口ワクチンの野外散布の実施に関し、技術的助言等を行う。また、定期的に経口ワクチンの野外散布の実施状況、有効性の検証及び生態系への影響評価等を行い、協議会に対して技術的助言等を実施するものとし、協議会は技術的助言等に基づき、計画、実施方法、モニタリング・評価方法等の見直しや改善等を図るものとする。

分野	アドバイザー・グループの構成員
国	農林水産省（動物衛生課、鳥獣対策・農村環境課）、環境省
有識者	野生イノシシへの豚コレラ感染拡大防止に関する検討会委員 他4名

※構成員は必要に応じて民間団体等を加えるものとする。

③「経口ワクチン散布地区タスクフォース」の設置

協議会は、経口ワクチン野外散布等に係る作業を実施するため、下記（3）の「経口ワクチン散布を実施する地域・地区」ごとに、県、市町村及び猟友会等で構成する「経口ワクチン散布地区タスクフォース（以下「散布地区タスクフォース」という。）」を設置する。

散布地区タスクフォースは、散布地区における経口ワクチン野外散布に係る作業を実施する。また、野外散布の実施に係る全てのデータ（散布地点の位置、箇所数、散布数量、散布期間等）を適正に記録・保管し、定期的に協議会に報告する。

散布する地域・地区	散布地区タスクフォースの構成員
岐阜椿洞区域	県（岐阜農林事務所、岐阜地域環境室） 市町村（岐阜市、山口市、本巣市） 猟友会（岐阜市、山口市、本巣市）

岐阜大洞区域	県（可茂農林事務所、可茂県事務所環境課） 市町村（坂祝町） 猟友会（加茂郡）
美濃・関区域	県（中濃農林事務所、可茂農林事務所、中濃県事務所環境課、可茂県事務所環境課） 市町村（関市、美濃市、美濃加茂市、富加町、七宗町） 猟友会（関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡）
可児区域	県（可茂農林事務所、東濃農林事務所、可茂県事務所環境課、東濃県事務所環境課） 市町村（可児市、御嵩町、多治見市、土岐市） 猟友会（可児市、御嵩町、多治見市、土岐市）
八百津区域	県（可茂農林事務所、可茂県事務所環境課） 市町村（八百津町、川辺町、白川町） 猟友会（加茂郡）
瑞浪・恵那区域	県（恵那農林事務所、東濃農林事務所、恵那県事務所環境課、東濃県事務所環境課） 市町村（恵那市、瑞浪市） 猟友会（恵那市、瑞浪市）

※上記に加え、ワクチン散布要員は、原則委託事業者とする。

また、構成員は必要に応じて民間団体等を加えるものとする。

（３）経口ワクチン散布を実施する地域・地区

経口ワクチン散布を実施する地域・地区（以下「散布地域・地区」という。）は、防護柵の周辺地域及びその隣接地域とする。

<散布地域・地区>

- 岐阜椿洞区域（岐阜市、山県市、本巣市）
- 岐阜大洞区域（坂祝町）
- 美濃・関区域（関市、美濃市、美濃加茂市、富加町、七宗町）
- 可児区域（可児市、御嵩町、多治見市、土岐市）
- 八百津区域（八百津町、川辺町、白川町）
- 瑞浪・恵那区域（瑞浪市、恵那市）

（４）経口ワクチン散布の実施期間

経口ワクチン散布の実施期間は、原則１年間とし、実施期間を３期に分けて実施する。

また、１期の散布は４週間隔で２回行うものとし、散布時期は、以下を目安として、散布地域・地区の気候条件、植生、環境中の餌の量などを踏まえ、アドバイザー・グループの技術的助言等を受け決定する。

<散布時期の目安>

第1期（3月～5月）

第2期（7月～9月）

第3期（1月～2月）

（5）経口ワクチン散布方法

経口ワクチン散布は、散布地区タスクフォースが以下の手順により行うものとし、散布地点の候補地（以下「散布候補地点」という。）の選定や散布数量等については、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ決定する。

<ワクチン散布の手順>

- ア 散布候補地の選定
- イ 散布候補地における餌付けの実施
- ウ 誘引状況（誘引された動物の種類及びエサの摂取状況など）の確認
- エ 散布地点及び散布数量等の決定
- オ ワクチン散布
- カ ワクチン摂取状況の確認
- キ ワクチン回収
- ク 捕獲の制限

ア 散布候補地点の選定

散布候補地点は、山林部、竹林部、林縁部及び耕作放棄地（特に水田放棄地）等から、いのししが出現し易く、餌付け作業やワクチン散布作業等に適した場所を、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ選定する。

なお、散布候補地点は、いのししによる掘り返しのある場所を優先するとともに、他の動物や周辺の農作物への直接的間接的な影響を回避できる場所、周辺（概ね半径2 kmの範囲）に養豚農場がない場所とする。

イ 散布候補地における餌付けの実施

餌付けは、経口ワクチンの形状に近い固形物を土中に埋め、その周囲及び埋設箇所の土壌中に米ぬか、トウモロコシ粒等を撒くなど、生息状況等を踏まえ、経口ワクチンの散布時の摂取につながるよう餌付けを実施する（7日間を目安とする。）。

また、各散布候補地点の面積は、25 m²から 200 m²を目安とし、地形等を踏まえ設定する。

ウ 誘引状況の確認

散布候補地点は、センサーカメラ・監視カメラを設置する等により、誘引される動物の種類等を確認するとともに、摂取状況を記録する。なお、センサーカメラ等は、

散布候補地点数の 1/10 箇所を目安として設置するものとする。

誘引状況の評価等は、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ実施する。

エ 散布地点及び散布数量等の決定

経口ワクチンの散布地点は、散布地域・地区におけるいのししの推定生息圏（山林部・竹林部）の面積 1 km^2 （100ha）当たり 0.75 箇所を目安として設定し、具体的な散布地点については、地形や地理的条件、豚コレラ陽性いのししの確認場所及びアドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ、散布地区タスクフォースが選定する。

散布地点の面積、箇所数、散布数量等は、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ決定する。

なお、1 箇所の散布地点の面積は、 25 m^2 から 200 m^2 を目安とし、地形等を踏まえ設定する。

オ ワクチン散布

ワクチンの散布作業は、原則として 5 日以内実施する。散布に当たっては、ワクチンが 4 度以上にならないよう、保冷ボックス等を使用するなどにより、適正な温度管理の下で、ワクチンを輸送・散布等する。

各散布地点のワクチンは、他の小動物等が摂取しないよう、原則 10 つ以上の穴（10～15cm 程度の深さ）を掘り、米ぬか及びトウモロコシ粒等とともに埋設する。また、各穴のワクチンは 3～4 個とし、いのししが土中のワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにするため、米ぬか及びトウモロコシ粒を土壌中に含ませる等する。

なお、1 箇所の散布地点に散布するワクチンの数量は、30～50 個（平均 40 個）を目安とする。

カ ワクチン摂取状況の確認

散布地点には、センサーカメラ・監視カメラを設置する等により、摂取状況を記録する。なお、センサーカメラ等は、散布候補地点数の 1/10 箇所を目安として設置するものとする。

また、ワクチンの回収漏れを防止するため、いのししの誘引を妨げる恐れのないものを設置するなど、各穴に目印を付し、写真撮影する等の措置を講じるものとし、散布期間中は摂食状況を確認する。

キ ワクチンの回収

散布したワクチンは、散布 5 日後に回収する。

ク 捕獲の制限

散布地域・地区では、ワクチン散布後 10 日間、捕獲等は自粛する。

(6) 豚への経口ワクチン株の伝播を回避するための措置

①豚への経口ワクチン株の機械的伝播防止のための措置

協議会は、以下により、散布したワクチンが小動物等により機械的に養豚農場に持ち込まれることを防止するための措置等を講じる。

ア ワクチンを埋めた穴の地表部分に石等を置くことで、いのしし以外の小動物による掘り返しを防止する。

イ センサーカメラ、監視カメラ等でいのしし以外の小動物による掘り返し等の状況を監視・確認する。

ウ 周辺住民や農家に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知するとともに、万が一、経口ワクチンの全部又は一部を発見した場合、速やかに散布地区タスクフォース等に報告するよう周知する。

エ 養豚農場の周辺地区（概ね半径2kmの範囲）に散布地点を設置しない。

②講習会・研修会の開催

協議会は、散布地区タスクフォースに対し、「豚への経口ワクチンの機械的伝播防止のための措置」の周知を図るため、講習会・研修会等を開催し、必要な措置について指導等を行う。

③定期的な点検等の実施

協議会は、散布地区タスクフォースが適正に飼育豚への機械的伝播の防止措置を講じているかどうかについて、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

④経口ワクチンの管理

協議会及び散布地区タスクフォースは、経口ワクチンが無断で持ち出されることのないよう、厳重に保管管理するとともに、保管個数を確認し、常時把握に努める。

(7) 交差汚染防止措置

①交差汚染防止マニュアルの策定

協議会は、餌付け時、ワクチン散布時、ワクチン回収時及びサーベイランスのための捕獲時等に豚コレラウイルスの交差汚染を防止するため、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ、交差汚染防止措置に係るマニュアル（以下「交差汚染防止措置マニュアル」という。）を策定する。

②講習会・研修会の開催

協議会は、散布地区タスクフォースに対し、「交差汚染防止措置マニュアル」の周知を図るため、講習会・研修会等を開催し、交差汚染防止措置上必要な措置について指導等を行う。

③定期的な点検等の実施

協議会は、散布地区タスクフォースが適正に交差汚染防止措置を講じているかどうか

について、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

(8) 狩猟・捕獲規制措置

県は、市町村その他関係機関と連携のもと、散布地域・地区での狩猟禁止等の必要な措置を講じる。

また、散布地域・地区におけるいのしし以外の野生動物の狩猟等の許可状況について把握するとともに、必要に応じ、市町村その他関係機関の理解と協力のもと、いのしし以外の動物の狩猟規制措置を講じる。

期 間	狩猟禁止区域の対象市町村
2019年3月15日まで	岐阜市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、下呂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
2019年3月16日～2019年10月31日	※鳥獣保護管理法に基づき、県内全域で狩猟禁止
2019年11月1日～2020年3月15日	※感染いのししの浸潤状況により設定する

(9) サーベイランスの実施

①サーベイランス（ウイルス学的・血清学的検査）の実実施計画

経口ワクチンの効果を評価するため、サーベイランスを実施する。

経口ワクチン散布を実施する地域・地区で捕獲したいのしし及び死亡個体について、ウイルス学的・血清学的検査を実施する。

検査対象	検査内容	検査機関
捕獲いのしし及び死亡個体	・ウイルス学的検査（PCR） ・血清学的検査（ELISA）	岐阜県中央家畜保健衛生所 病性鑑定分室

②サーベイランスのための捕獲実施計画

サーベイランスのための捕獲は、ワクチン散布10日後を目安に開始し、餌付け状況等を踏まえ、以下の方法等を基本に、アドバイザー・グループの技術的助言等を受け決定する。

<捕獲計画等>

実施主体：散布地区タスクフォース

捕獲時期：ワクチン散布 10 日後を目安に開始し、餌付け状況等を踏まえ決定

捕獲場所：散布地域・地区のうち、餌付け状況、地形等を踏まえ決定

捕獲方法：わな又は檻

※死亡個体は発見通報に基づき検査を実施

捕獲記録：捕獲・発見日時、場所、推定年齢の範囲（1 歳齢未満、1 歳齢～2 歳齢、2 歳齢超）その他必要な情報を記録し、協議会へ報告する

生態系への影響記録：いのしし以外の野生鳥獣の死亡個体、衰弱個体が発見された場合には、発見日、発見場所、発見した鳥獣種、発見状況等の記録し、協議会へ報告する

③経口ワクチン有効性評価試験計画

協議会は、経口ワクチン散布の実効性及び有効性の分析・評価を、以下の事項を中心に、アドバイザー・グループの技術的助言等を受け実施する。

<評価項目等>

散布地域・地区 (有効性評価の実施地域・地区)	評価項目
岐阜椿洞区域	・餌付けの状況（いのしし、他の動物の誘引状況等を監視カメラ等の映像等を用いて分析等）
岐阜大洞区域	
美濃・関区域	・経口ワクチンの摂取状況、機械的な持出状況（いのしし、他の動物の摂取状況等を監視カメラ等の映像等を用いて分析等）
可児区域	
八百津区域	・捕獲・死亡いのしし情報（年齢、体長、体重、性別、捕獲地点、発見地点等） ・陽性いのしし情報（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に抗原・抗体陽性頭数等の分析） ・陰性いのしし情報（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に分析） 等
瑞浪・恵那区域	

(10) データの保管・管理体制及び計画

協議会及び散布地区タスクフォースは、野外散布の実施等に係るすべてのデータを適正に記録・保管する。

<記録・保管する情報>

○経口ワクチンの保管管理（保管個数、移動状況等）に係る情報

○野外散布の実施（散布地点の位置、箇所数、散布数量及び摂取状況等）に係る情報

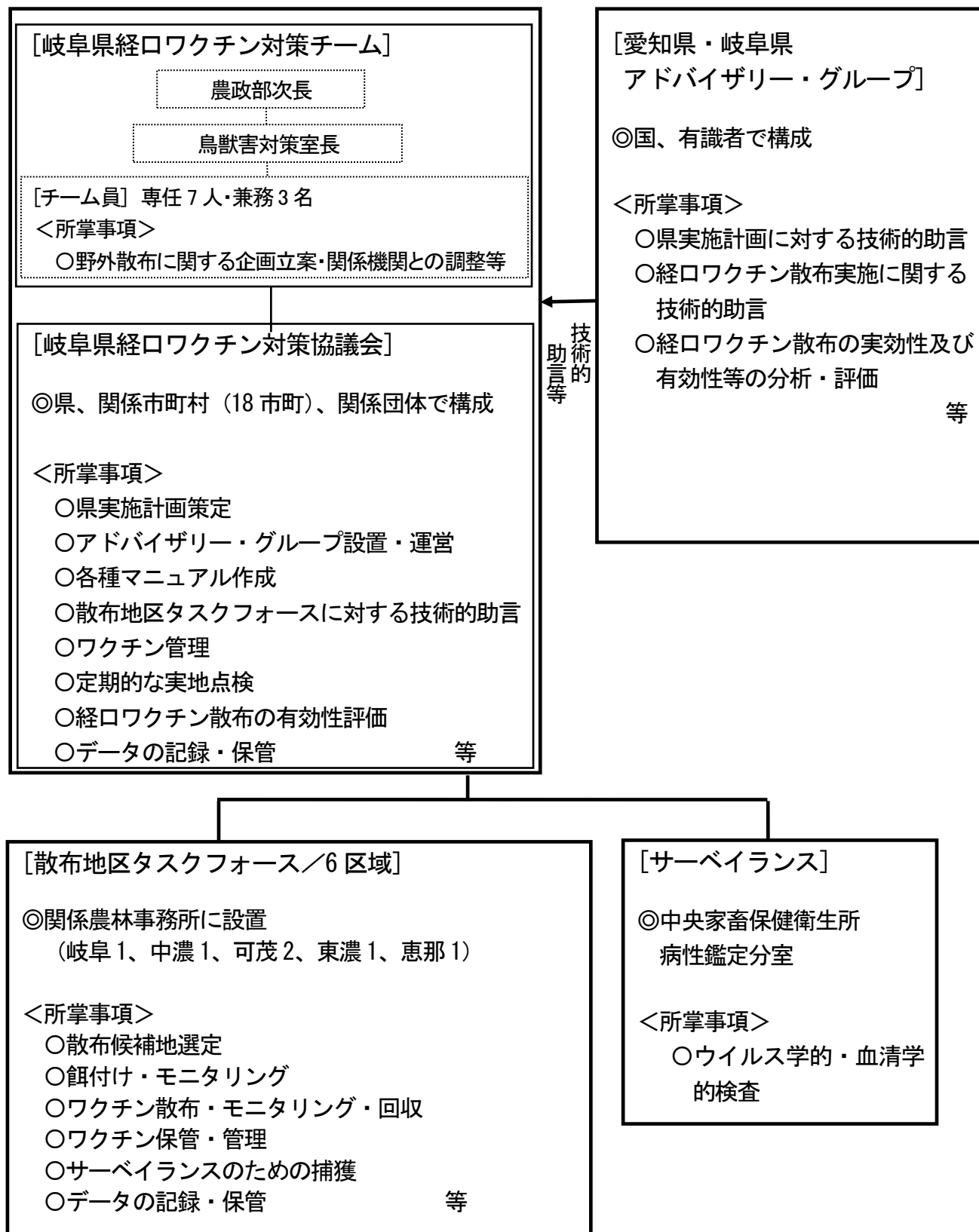
○交差汚染防止措置・飼育豚への機械的伝播防止措置の定期的な実地点検に係る情報

○有効性評価試験（サーベイランス、捕獲状況等）に係る情報

(11) スケジュール

	時 期	捕獲計画の内容
第 1 期	【1回目】 2019年3月18日～3月24日	餌付け（7日間程度）
	3月25日～3月29日	ワクチン散布（5日間以内）
	3月30日～4月3日	ワクチン回収（ワクチン散布5日後）
	4月4日～4月中旬	サーベイランスのための捕獲 （ワクチン散布10日後から開始）
	4月中旬	サーベイランス
	【2回目】 2019年4月中旬～4月下旬	餌付け（7日間程度）
	4月下旬～5月	ワクチン散布（5日間以内）
	4月下旬～5月	ワクチン回収（ワクチン散布5日後）
	5月	サーベイランスのための捕獲 （ワクチン散布10日後から開始）
	5月	サーベイランス
第 2 期	2019年7月～9月	餌付け～捕獲、サーベイランス（2回）
	9月	ワクチン散布の実効性・有効性の中間評価
第 3 期	2020年1月～3月	餌付け～捕獲、サーベイランス（2回）
	3月	ワクチン散布の実効性・有効性の評価

【別添1】実施体制図



【別添2】岐阜県経ロワクチン対策協議会構成員

区分	団体等名
市町村	岐阜市農林部農林園芸課
	多治見市経済部産業観光課
	関市産業経済部農林課
	美濃市産業振興部産業課
	瑞浪市経済部農林課
	恵那市農林部農政課
	美濃加茂市産業振興部農林課
	土岐市経済環境部産業振興課
	可児市観光経済部産業振興課
	山県市農林畜産課
	本巣市産業建設部産業経済課
	坂祝町産業建設課
	富加町産業環境課
	川辺町産業環境課
	七宗町農林課
	八百津町農林課
白川町農林課	
御嵩町建設部農林課	
関係団体	(一社)岐阜県猟友会
	(一社)岐阜県畜産協会
	(一社)岐阜県養豚協会
岐阜県	岐阜県農政部

【別添3】愛知県・岐阜県アドバイザー・グループ構成員

区分	氏名	所属等	備考
国	熊谷 法夫	農林水産省消費・安全局動物衛生課長	
	原 孝文	農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課長	
	堀上 勝	環境省自然環境局野生生物課長	
有識者	迫田 義博	北海道大学大学院獣医学研究院	(国) 野生イノシシ検討会 (岐阜県) 豚コレラ防疫対策WG
	青木 博史	日本獣医生命科学大学獣医学部准教授 (微生物学、感染症学)	(国) 野生イノシシ検討会 (岐阜県) 豚コレラ有識者会議
	江口 祐輔	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター畜産・獣害研究領域鳥獣害対策技術グループ長	(国) 野生イノシシ検討会 (岐阜県) 豚コレラ有識者会議
	小寺 祐二	宇都宮大学農学部雑草と里山の科学教育研究センター准教授	(岐阜県) 豚コレラ有識者会議
	平田 滋樹	長崎県農林技術開発センター研究企画部門研究企画室主任研究員兼農山村対策室 鳥獣対策班	(国) 野生イノシシ検討会 (岐阜県) 豚コレラ有識者会議

<オブザーバー>

区分	氏名	所属等
有識者	浅井 鉄夫	岐阜大学大学院連合獣医学研究科教授 (動物感染症制御学) (岐阜県豚コレラ有識者会議座長)
関係団体	佐藤 勝彦	一般社団法人愛知県猟友会会長
	丸山 泰裕	犬山猟友会会長
	虎丸 武司	株式会社テクノ中部環境事業本部副主幹
	大野 恵章	一般社団法人岐阜県猟友会会長
	濱崎伸一郎	株式会社野生動物保護管理事務所代表取締役

<事務局>

愛知県	愛知県豚コレラ感染拡大防止対策協議会
岐阜県	岐阜県経口ワクチン対策協議会

※構成員は必要に応じて民間団体等を加えるものとする。

【別添4】経口ワクチン散布地区タスクフォース構成員

散布する地域・地区	タスクフォース構成員
岐阜椿洞区域	県（岐阜農林事務所[事務局]、岐阜地域環境室） 市町村（岐阜市、山県市、本巣市） 猟友会（岐阜市、山県市、本巣市）
岐阜大洞区域	県（可茂農林事務所[事務局]、可茂県事務所環境課） 市町村（坂祝町） 猟友会（加茂郡）
美濃・関区域	県（中濃農林事務所[事務局]、可茂農林事務所、中濃県事務所環境課、 可茂県事務所環境課） 市町村（関市、美濃市、美濃加茂市、富加町、七宗町） 猟友会（関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡）
可児区域	県（可茂農林事務所、東濃農林事務所[事務局]、可茂県事務所環境課、 東濃県事務所環境課） 市町村（可児市、御嵩町、多治見市、土岐市） 猟友会（可児市、御嵩町、多治見市、土岐市）
八百津区域	県（可茂農林事務所[事務局]、可茂県事務所環境課） 市町村（八百津町、川辺町、白川町） 猟友会（加茂郡）
瑞浪・恵那区域	県（恵那農林事務所[事務局]、東濃農林事務所、恵那県事務所環境課、 東濃県事務所環境課） 市町村（恵那市、瑞浪市） 猟友会（恵那市、瑞浪市）

※上記に加え、ワクチン散布要員は、原則委託事業者とする。

また、構成員は必要に応じて民間団体等を加える。

野生いのししに対するワクチンの散布について

平成 31 年 2 月 22 日

農林水産省消費・安全局

豚コレラの発生状況に鑑み、野生いのししを介した豚コレラウイルスの拡散防止対策を講じる必要があることから、我が国初めての取組として、野生いのししに対する経口(餌)ワクチンを、いのししの陽性が確認された地域に限定して散布する。

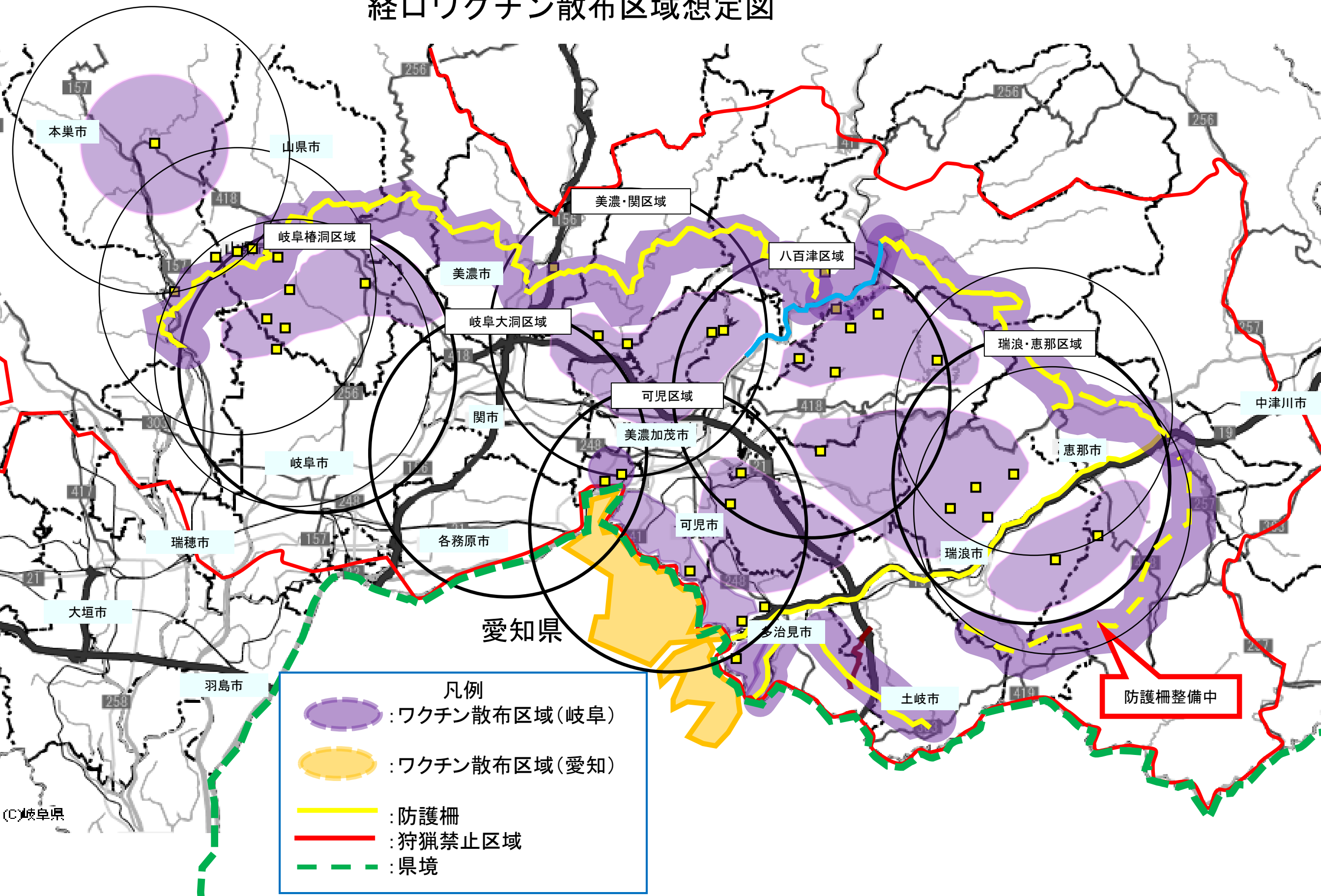
(参考) 経口ワクチンについて

- 輸入先国：ドイツ
- サイズ：4 cm×4 cm×1.5 cm
- 構成：外側：トウモロコシ粉、パラフィン、ミルクパウダー、香（アーモンド）、ココナツ油から成る基質
- ・ 内部（アルミニウム包）：1.6ml の液状ワクチン



写真: ©Federal Ministry of Food and Agriculture, Germany

経口ワクチン散布区域想定図



平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告

その7

県内7施設目(各務原市内農場)、県内8施設目(本巣市内農場)、
県内9施設目(恵那市内農場)、県内10施設目(瑞浪市内農場)
を受けた緊急点検

平成31年3月7日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚コレラ^{とん}について、9月9日に豚コレラが患畜確定した後、各農場において防疫体制の徹底のほか、野生いのししからの感染防止対策などが実施されてきた。

しかし、その後感染が続き、県内7施設目（各務原市内農場）、県内8施設目（7施設目農場から出荷された本巣市内農場）、県内9施設目（愛知県豊田市で豚コレラの陽性が確認され、同農場から出荷された恵那市内農場）、県内10施設目（瑞浪市内農場）で豚コレラの陽性が確認された。

- ・ 県内1施設目 岐阜市内農場【A農場】（9/9患畜）
- ・ 県内2施設目 岐阜市畜産センター公園（11/16疑似患畜）
- ・ 県内3施設目 岐阜県畜産研究所（12/5患畜）（美濃加茂市）
- ・ 県内4施設目 関市内農場【B農場】（12/10疑似患畜）（関市）
- ・ 県内5施設目 岐阜県農業大学校（12/15患畜）（可児市）
- ・ 県内6施設目 関市内農場【C農場】（12/25疑似患畜）
- ・ 県内7施設目 各務原市内農場【D農場】（1/29疑似患畜）
- ・ 県内8施設目 本巣市内農場【E農場】（1/30疑似患畜）
- ・ 県内9施設目 恵那市内農場【F農場】（2/6疑似患畜）
- ・ 県内10施設目 瑞浪市内農場【G農場】（2/19疑似患畜）

豚コレラが確認された施設である県内7施設目から10施設目の農場における防疫措置は適切であったのかを調査した結果、各農場における課題及び県の今後の取り組みについて改善及び強化する点を提案する。

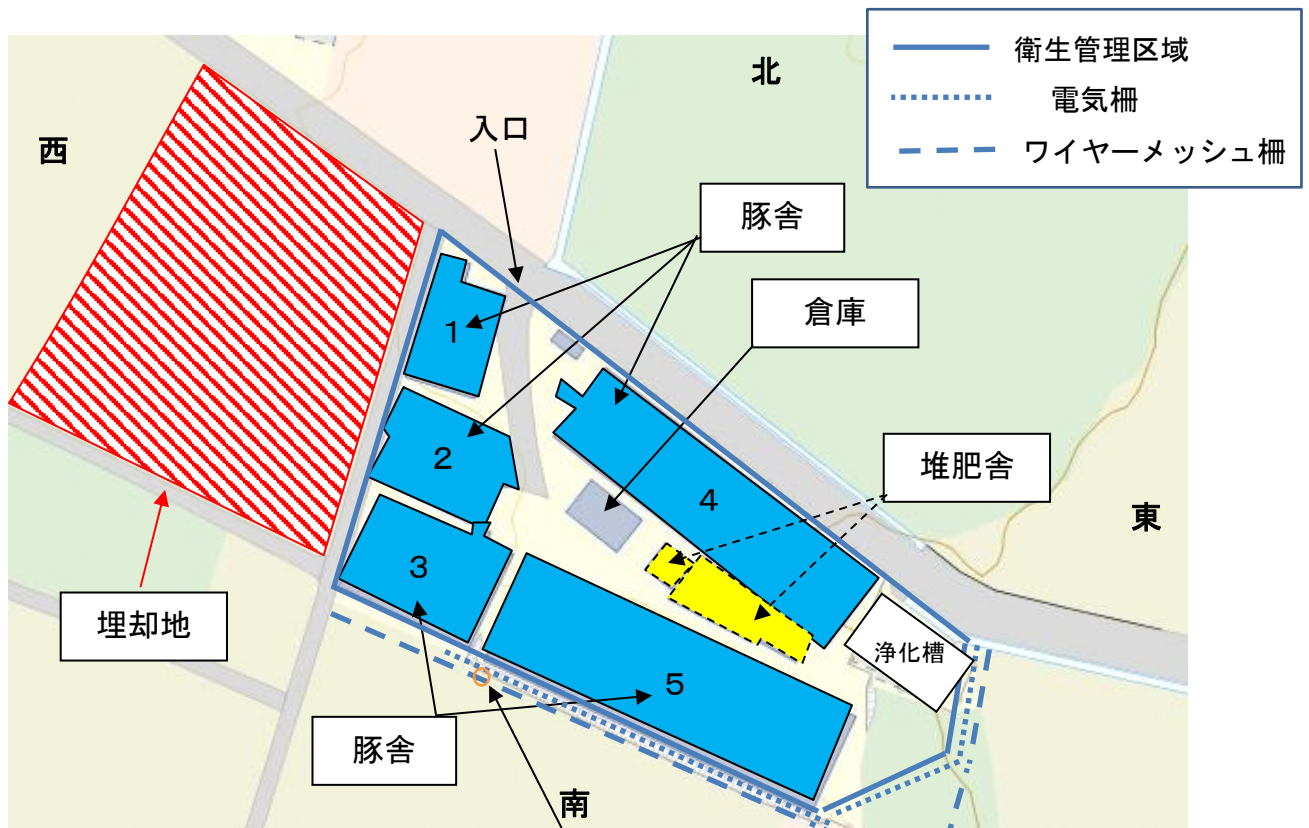
【検証項目】

- 1 各務原市内農場【D農場】における防疫措置
- 2 本巣市内農場【E農場】における防疫措置
- 3 恵那市内農場【F農場】における防疫措置
- 4 瑞浪市内農場【G農場】における防疫措置

1 各務原市内農場【D農場】における防疫措置

事実関係

(1) 各務原市内農場【D農場】全体図



豚舎1、2、3は一体のものとして運用

ワイヤーメッシュ柵の傾斜部分に隙間有 (1/29 検証時立入)

ワイヤーメッシュ柵に隙間有 (1/8 立入検査で指導)
→1/14 立入検査で隙間がないことを確認

(2) 農場概要

【飼養者】

4名 (農場主及びその家族)

【飼養状況】

計1,662頭 (繁殖豚127頭、子豚1,535頭) ※1/29時点

各務原市内農場（D農場）の対応の推移

■は豚コレラ事案発生後新たに実施した防疫対策

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）で豚コレラ発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
9/17(月)	【立入検査】（県中央家保） ※野生いのししに陽性反応があったことを受けた緊急点検	（県中央家保） 豚コレラを疑う事項無
9/25(火)	【立入検査】（県中央家保）	（県中央家保） 指摘事項 特になし
9/27(木)	■電気柵を設置（24時間通電）	
10/16(火) 10/25(木)	【立入検査】（県中央家保）	（県中央家保） 指摘事項 特になし
10/30(火)	■ワイヤーメッシュ柵設置	
10/31(水) 11/7(水) 11/14(水)	【立入検査】（県中央家保）	（県中央家保） 指摘事項 特になし
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内2施設目）	
11/17(土) 11/22(木) 11/24(土) 11/28(水) 12/1(土) 12/3(月) 12/4(火)	【立入検査】（県中央家保）	（県中央家保） 指摘事項なし
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）で豚コレラ発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）で豚コレラ発生（県内6施設目）	
12/30(日) 1/5(土)	【立入検査】（県中央家保） （※以降、新しいチェック表で点検）	（県中央家保） 指摘事項なし
1/8(火)	【立入検査】（県中央家保）	（県中央家保） ・指摘事項 (1)ワイヤーメッシュ柵（東側）の隙間を塞ぐこと

		(2) 飼料タンク周りの防鳥ネットの隙間を塞ぐこと
12/30(日) ～1/14(月)	【清浄性検査】 (3回 計90頭) (週1回、30頭/回)	県中央家保による検査 〔臨床検査、抗体検査、遺伝子検査、血液検査すべて異常なし〕
1/2(水) ～1/13(日)	【出荷豚検査】 (4回 計119頭)	県中央家保による検査 〔臨床検査、遺伝子検査すべて異常なし〕
1/14(月)	【立入検査】 (県中央家保)	(県中央家保) ・指摘事項 (1) ワイヤーマッシュ柵(東側)の隙間を塞ぐこと →対策済を確認 (2) 飼料タンク周りの防鳥ネットの隙間を塞ぐこと →対策方針を確認
1/17(木)	・当該農場から本巣市内の農場(E農場)に80頭の子豚を搬出 (※積込はD農場側、搬出はE農場側で実施)	
1/25(金)	・農場主が飼養豚の一部(発生豚舎)について、呼吸器症状(咳が多いこと)、元気がない状態を覚知。	
1/27(日)	・離乳舎に移動したばかりの豚(45日齢)に肺炎症状があったため、農場主から中央家保に報告があった。 ・県中央家保は体温を測るよう指示。これを受け、農場主が飼養豚の体温を測る。 (3/10頭に41度以上の発熱あり) →(県中央家保)農場主からの聞き取りにより、発咳等の症状から肺炎を疑う。豚コレラを疑う所見を認めず、経過観察を指示。1/28(月)朝に、農場から報告を	

	<p>もらい、立ち入りの適否を判断することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場主から県中央家保へ出荷して良いかどうか相談。 <p>→ (県中央家保) 出荷自粛までの理由はなかったため、出荷自粛は依頼せず。</p>	
1/28(月)	<p>08:00 農場主より県中央家保へ連絡。昨日から症状が改善しない。複数頭の豚に発熱(離乳豚は30頭中14頭に、90日齢は12頭中1頭に、41度以上の発熱あり)、呼吸器症状があることを確認。</p> <p>09:00 岐阜市食肉地方卸売市場へ出荷(17頭)するため、当該農場からトラック出発</p> <p>11:30 県中央家保職員が農場へ立入検査を実施。瀕死の子豚(雄)1頭を回収。中央家保到着時点で死亡を確認。</p> <p>18:00 剖検結果により異状所見が認められたため、当該農場に移動自粛を要請。 搬出制限区域内農場(1農場)への事前連絡。 岐阜市食肉地方卸売市場へ事業停止の自粛要請。</p>	<p>出荷準備</p> <p>14:30 県中央家保、剖検開始(死亡豚1頭)</p> <p>22:00 県中央家保、PCR検査開始</p>
1/29(火)	<p>07:00 国との協議を経て疑似患畜と決定。搬出制限区域内2農場へ搬出制限を実施。発生農場と交差の恐れがある農場(5農場)に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限</p> <p>09:00 殺処分開始</p> <p>23:21 殺処分完了</p>	<p>県中央家保の PCR 検査結果</p> <p>→04:50 1頭陽性</p>
1/30(水)	09:00 陸上自衛隊撤収要請	
1/31(木)	07:00 防疫措置完了	

※当該農場（D農場）における死亡豚数（1/1～1/26 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
1 / 9	2	圧死
1 / 10	1	尾かじり
1 / 11	1	連鎖球菌
1 / 16	2	脱肛・かじり、尾かじり
1 / 18	1	連鎖球菌
1 / 20	2	連鎖球菌、尾かじり
1 / 21	1	連鎖球菌
1 / 24	1	尾かじり
1 / 25	2	連鎖球菌、下痢
1 / 26	3	連鎖球菌、肺炎、圧死

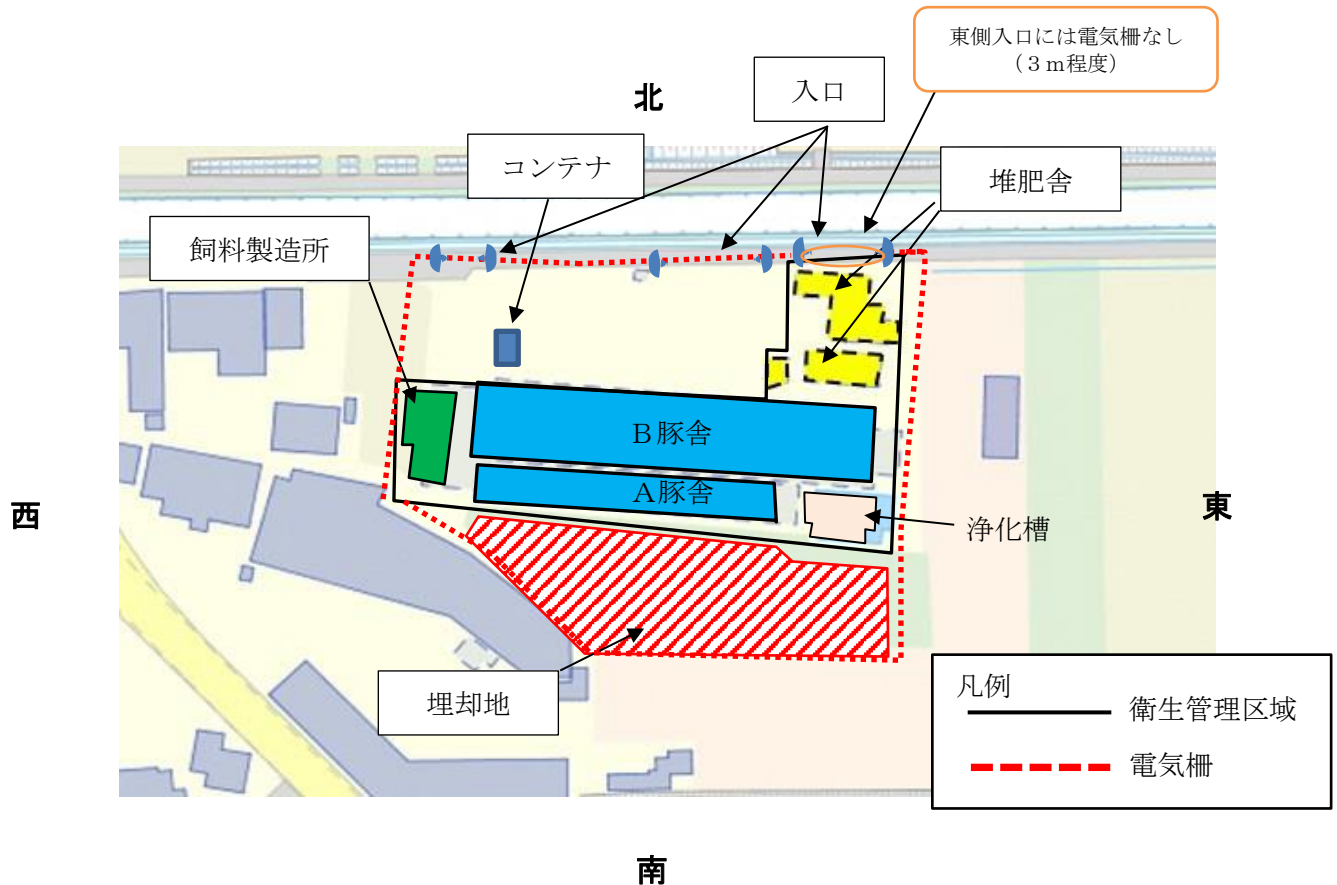
【各務原市内農場（D農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業施設を含んで設定し明確。 区域北部はコンクリート擁壁、西側は建物、南側と東側はワイヤーメッシュ柵と電気柵で囲まれている。しかし、傾斜部分のワイヤーメッシュ柵（南側）の一部に隙間が認められた。 入口はバリケード（ワイヤーメッシュ付パイプ柵）を設置。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は4名が実施（家族）。 飼養者以外の衛生管理区域への立入は餌関連業者、プロパンガス関係業者、施設修理業者といった必要な業者のみ。 （※自宅は約1km離れているため、郵便等配送業者は入場無し。獣医師の直近の入場は11月末）
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 入口にゲート式噴霧器を設置し消毒。 飼養者以外に対して入口において噴霧器で消毒するよう注意書、噴霧器を設置。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域内で作業を行う者は倉庫で作業着、手袋を着用し長靴に履き替え。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	<ul style="list-style-type: none"> さらに豚舎に入る場合は、豚舎毎の専用の長靴、作業着、手袋を着用。 飼養者以外にも防護服、長靴、手袋を着用するよう注意書を入口に設置し、防護服、長靴、手袋を設置。
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 豚舎は平成18年設置であり密閉度は高い。出入口には扉、窓にはカーテン及び防鳥ネットが設置され、豚舎の中への鳥や小動物の侵入は困難。
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水を利用しているため、野生動物からの病原体侵入可能性は低い。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）により堆肥化。

2 本巢市内農場【E農場】における防疫措置

事実関係

(1) 本巢市内農場【E農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】2名（農場主、従業員）

※この他に出荷時のみ手伝いをする従業員1名あり

【飼養状況】

計867頭（繁殖豚0頭、子豚867）※1/30時点

本巢市内（E 農場）の対応の推移

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A 農場）で豚コレラ発生（県内1 施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内1 頭目。岐阜市内）	
10/9(火)	■農場周辺に電気柵を設置（夜間通電）	
10/18(木)	【立入検査】 （県中央家保） ・県中央家保が防鳥ネット設置を指導 →防鳥ネット発注中。 ・家畜の異状に関する記録作成と保管 について指導。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 （野生動物等からの 病原体の侵入防止）
10/24(水)	【立入検査】 （県中央家保） ・防鳥ネット設置を継続指導。 →防鳥ネットの設置準備中。 ・電気柵の電線周囲の草刈りを指導。 ・家畜の異状に関する記録作成と保管 について指導 ←対応済を確認。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 （野生動物等からの 病原体の侵入防止）
10/29(月)	【立入検査】 （県中央家保） ・防鳥ネット設置を継続指導。 →防鳥ネットの設置準備中。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 （野生動物等からの 病原体の侵入防止）
11/6(火)	【立入検査】 （県中央家保） ・防鳥ネット設置継続指導。 →防鳥ネットの設置準備中。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 （野生動物等からの 病原体の侵入防止）
11/12(月)	【立入検査】 （県中央家保） ・防鳥ネット設置を継続指導。 →防鳥ネットの設置準備中。 ・消石灰の散布方法を指導（雨降り後 に農場入口に散布すること）。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 （野生動物等からの 病原体の侵入防止）
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内2 施設目）	
11/17(土)	【立入検査】 （県中央家保） ・防鳥ネット設置を継続指導。 →防鳥ネットの設置準備中。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 （野生動物等からの 病原体の侵入防止）

11/27(火)	【立入検査】 （県中央家保） ・防鳥ネットの設置を確認。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準 （野生動物等からの 病原体の侵入防止）
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）で豚コレラ発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）で豚コレラ発生（県内6施設目）	
12/28(金)	【立入検査】 （県中央家保） ・ワイヤーメッシュを設置予定。 ・立入禁止看板を設置予定。 （※以降、新しいチェック表で点検）	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準
12/28(金) ～ 1/10(木)	【清浄性検査】 （3回 計90頭） （週1回、30頭/回）	県中央家保において検査 〔臨床検査、抗体検査、遺伝子検査、血液検査すべて異常なし〕
1/5(土)	【立入検査】 （県中央家保） ・ワイヤーメッシュを設置予定。 ・立入禁止看板を設置予定。 ・車両消毒の実施状況についてチェック表を準備するよう指導。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準
1/10(木)	【立入検査】 （県中央家保） ・ワイヤーメッシュを設置予定。 ・立入禁止看板の設置を確認。 ・消石灰の散布を指導。 ・衛生管理区域と電気柵設置エリアが異なる箇所があるため、衛生管理区域の再設定を検討するよう指導。 ・堆肥舎一部に電気柵が無い箇所があるため、設置を検討するよう指導。	・県中央家保の確認 飼養衛生管理基準
1/17(木)	各務原市内の農場（D農場）から80頭の子豚を導入	

1/25(金)	<p>県中央家保から発生農場へ文書で依頼 (次回立入時(1/31)に確認予定であったが豚コレラ発生のため確認できず)</p> <p>[飼養衛生管理基準上、是正すべき事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域出入り車両への消毒。 ・衛生管理区域東側(堆肥舎側入口)から入場する際の、専用衣服及び靴の使用、手指の洗浄又は消毒、靴の消毒。 <p>[国の通知等により改善が必要な事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎ごとの専用服の設置及び着用。 ・電柵が張られていない箇所(堆肥舎の一部)について、野生動物の侵入防止策(柵等を張る)の検討。 ・飼料の加熱処理について製造事業場での加熱方法や製造工程の確認及び把握。 	
1/29(火)	★各務原市内の農場(D農場)で豚コレラ発生(県内7施設目)	
1/30(水)	<p>03:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定</p> <p>13:20 殺処分開始</p>	<p>・県中央家保において PCR 検査 →02:00 陽性</p>
1/31(木)	03:13 殺処分完了	
2/1(金)	06:50 防疫措置完了	

※当該農場(E農場)からの報告徴求によれば、1/1~1/29の死亡豚は0頭。
しかし、現地調査時の聞き取りでは直近2週間で7頭死亡とのことであった。

※当該農場(E農場)における死亡豚数(1/1~1/29 報告徴求で把握したもの)

日付	死亡豚数	死亡理由(農場主の判断)
1/1 ~1/29	0	

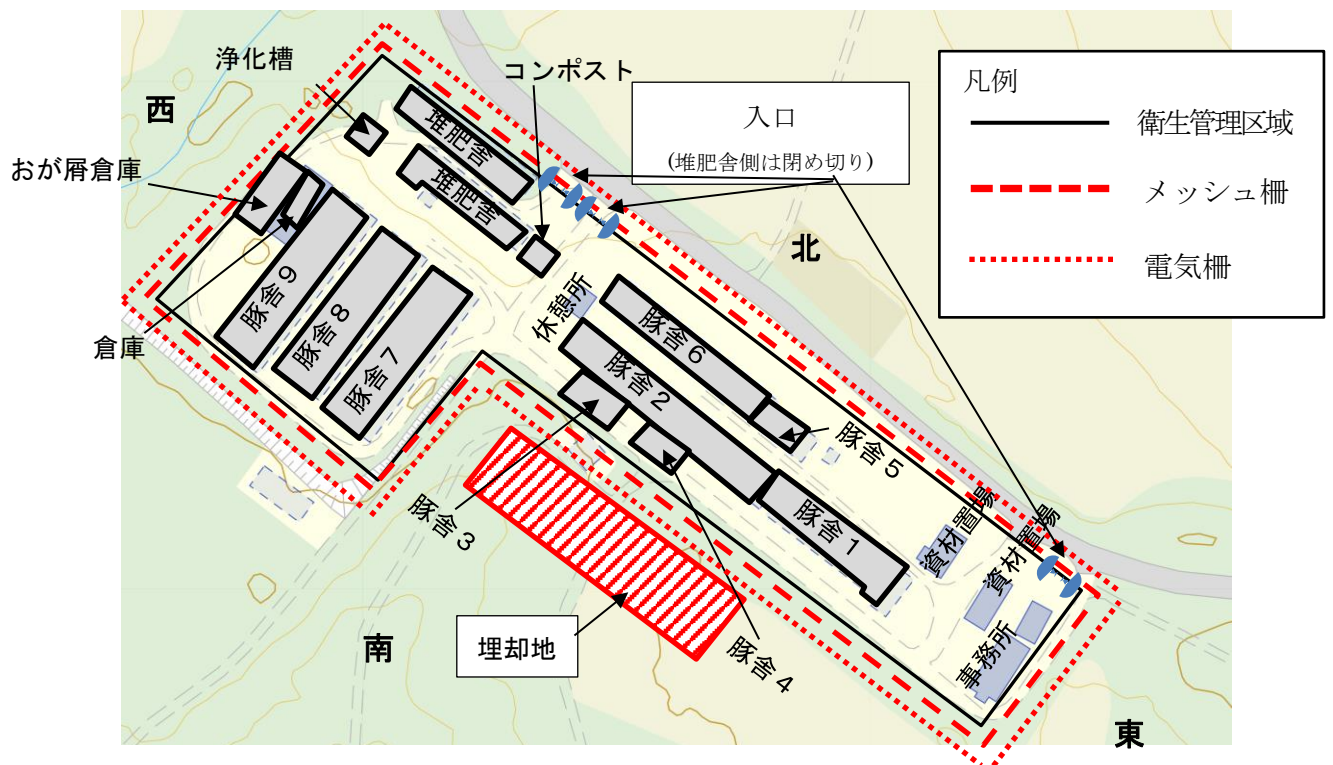
【本巢市内農場（E農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応	
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業施設を含んで設定。 衛生管理区域より広域に電気柵で囲まれている。ただし、一部未設置部分あり。 入口は電気柵の取り外し式。 	
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は2名が実施。 飼養者以外の衛生管理区域への立入は、プロパンガス関係業者、施設修理業者といった必要な業者のみ。 餌関連業者はなく、敷地内に食品残さ等を受け入れ、飼料を製造し飼養豚に提供している。 	
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域内に入る車両は入口で消毒。しかし、プロパンガス業者の車両については消毒未実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 農場主は隣接の家屋で、作業着、長靴、手袋に着替え、そのまま衛生管理区域に入り、豚舎等で作業を実施。 従業員は衛生管理区域の入口付近のコンテナで作業着、長靴、手袋を着用（豚舎毎には専用長靴のみ設置）。 施設修理業者には防護服、長靴、手袋を着用させ、作業を実施していた。 	
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 		
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 窓にはカーテン及び防鳥ネットが設置されている。豚舎の中に鳥の侵入は困難であるが、出入口や一部壁の破損などがあり小動物が侵入できる可能性がある
	<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水を利用しているため、野生動物からの病原体侵入可能性は低い。
	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）により堆肥化。

3 恵那市内農場【F農場】における防疫措置

事実関係

(1) 恵那市内農場【F農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】7名（家族2名、従業員5名）

【飼養状況】

計3,993頭（繁殖豚135頭、子豚3,858）※2/6時点

恵那市内（F農場）の対応の推移

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）で豚コレラ発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
10/2(火)	■電気柵を設置（24時間通電）	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内3施設目）	
12/6(木)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）で豚コレラ発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）で豚コレラ発生（県内6施設目）	
1/25(金)	【立入検査】 （県東濃家保） ※当該農場は監視対象農場ではないため、通常は立入検査は年1回。今回はチェック表が新様式となったため、あらためて立入検査を実施。	（県東濃家保） 規準の遵守は概ね良好であるが、手指消毒と堆肥舎へのネット設置等について指導
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）で豚コレラ発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）で豚コレラ発生（県内8施設目）	
1/11(金) ～2/3(日)	F農場が愛知県豊田市の農場から肥育用豚（計6回480頭。各回80頭）導入。	
2/5(火)	F農場が浜松市食肉地方卸売市場（静岡県）へ出荷（27頭）（報告徴求より） 13:00 農水省動物衛生課から岐阜県へ愛知県豊田市で豚コレラの疑いがあるとの連絡あり。 13:15 愛知県から岐阜県へ「愛知県豊田市の農場がF農場へ出荷している」との連絡あり。 13:40 岐阜県からF農場に移動自粛を要請。 14:30 岐阜県から静岡県へ「F農場から浜松市内の市場へ出荷があった」ことを連絡。 16:00 出荷先である養老町立食肉事業センターのと畜場の事業を停止。	15:00 愛知県豊田市の農場PCR検査 →陽性

	21:40 東濃家畜保健衛生所が農場へ立ち入り検査を実施し、導入豚80頭(2/3導入分)について採血。 (臨床検査)豚群の活力あり。 体温 37.6~41.8度	精密検査のため愛知県から国に検体を輸送。 19:00 国で精密検査を開始
2/6(水)	05:05 養老町立食肉事業センターのと畜場の事業を停止。 08:00 国との協議を経て、疑似患畜と決定 10:30 殺処分開始	01:25 県中央家保、PCR検査開始(導入豚80頭) 05:05 PCR検査 → 陽性
2/7(木)	23:30 殺処分完了	
2/8(金)	17:10 防疫措置完了	

※当該農場（F農場）における死亡豚数（1/1～2/5 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
1 / 2	1	虚弱
1 / 3	1	虚弱
1 / 4	1	虚弱
1 / 6	2	虚弱
1 / 7	2	虚弱
1 / 8	2	虚弱
1 / 12	2	死産
1 / 15	1	虚弱
1 / 19	4	死産
1 / 22	1	虚弱
1 / 24	2	死産
1 / 31	1	子豚圧死
2 / 2	5	死産

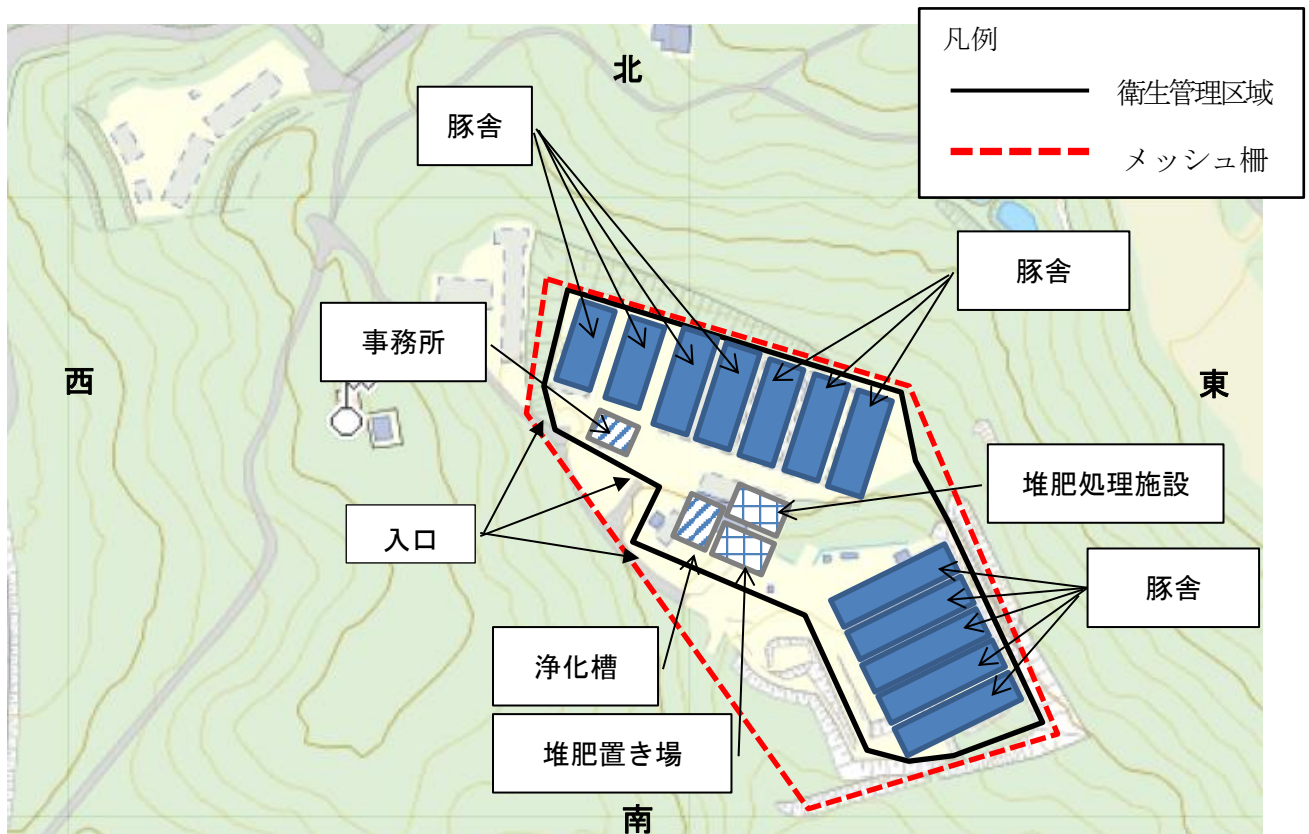
【恵那市内農場（F農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業施設を含んで設定。区域はワイヤーメッシュ、電気柵で囲んでいる。 衛生管理区域内の事務所で居住（4名）。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は7名が実施。 飼養者以外の衛生管理区域への立入は2者のみ（餌関連業者、施設修理業者）。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 車両の衛生管理区域への立入は、餌関連業者のみ。 衛生管理区域内に入る車両は入口で消毒（消毒槽、石灰地帯を通過後、噴霧器で消毒）。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者の車両は衛生管理区域外に駐車、人のみ区域内に入場。石灰地帯と踏み込み消毒を実施し、休憩所で着替える（休憩所は入口から距離がある）。事務所居住者4名は事務所の外で着替える。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	<ul style="list-style-type: none"> 区域内では作業着、長靴、手袋を着用。豚舎毎に専用の長靴のみ設置。 飼養者以外は入口で踏み込み消毒を実施のうえ長靴を着用。 事務所居住者が外出する際は専用服及び靴を着用していない。
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 豚舎の密閉度は高い。分娩用の豚舎を除き、防鳥ネットが設置されている。豚舎の中に鳥の侵入は困難であるが、一部壁の破損などがあり小動物が侵入できる可能性がある。
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水を利用しているため、野生動物からの病原体侵入可能性は低い。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）により堆肥化していたが、東濃家保の指導（1/25）により、コンテナで保管のうえ、県外化製場に持ち込むよう準備をしていた。

4 瑞浪市内農場【G農場】における防疫措置

事実関係

(1) 瑞浪市内農場【G農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】6名（従業員）

【飼養状況】

計5,775頭（繁殖豚0頭、子豚5,775）※2/19時点

瑞浪市内（G 農場）の対応の推移

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A 農場）で豚コレラ発生（県内 1 施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 1 頭目。岐阜市内）	
10/10(水)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内 2 施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内 3 施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B 農場）で豚コレラ発生（県内 4 施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内 5 施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C 農場）で豚コレラ発生（県内 6 施設目）	
1/11（金）	<p>【立入検査】（県東濃家保）</p> <p>※当該農場は監視対象農場ではないため、通常は立入検査は年 1 回。今回はチェック表が新様式となったため、あらためて立入検査を実施。</p>	（県東濃家保） 規準の遵守は良好
1/29(火)	★各務原市内の農場（D 農場）で豚コレラ発生（県内 7 施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E 農場）で豚コレラ発生（県内 8 施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F 農場）で豚コレラ発生（県内 9 施設目）	
2/18（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12:00 飼養者から、東濃家畜保健衛生所へ検査依頼あり （1 週間前から餌の食いが悪く、豚が集まっている状況。投薬により、良くなってきているが現在も集まっている。昨日の体温 39～40 度） ・ 13:30 当該農家に移動自粛を要請 東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立ち入り検査を実施 （3 頭の死亡豚を確認、同居豚 20 頭から採血） ・ 14:40 名古屋市中央卸売市場南部市場へ出荷している旨を愛知県へ連絡 ・ 15:00 死亡豚 3 頭、同居豚の血液 20 検体を中央家畜保健衛生所へ搬送 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・17:15 交差の恐れがあると畜場（関市）へ事前連絡 ・18:00 交差の恐れがあると畜場（岐阜市）への事前連絡 ・22:50 搬出制限区域内農（2農場）への事前連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・18:00、県中央家保、剖検開始（死亡豚3頭）
2/19（火）	<p>08:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定。搬出制限区域内2農場へ搬出制限を実施。</p> <p>発生農場と交差の恐れがある農場（12農場）に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限。</p> <p>10:00 当該農場へ豚を出荷した農場とその農場から豚を導入した別の農場の2農場へ検査を実施（清浄性確認検査）</p> <p>11:12 殺処分開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・01:00 中央家保、PCR検査開始 ・07:00 → 陽性
2/21（木）	00:03 殺処分完了	

※当該農場（G農場）における死亡豚数（1/18～2/18 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
1/21	2	（記載なし）
1/27	2	肺炎、神経症
1/28	2	発育不良、肺炎
1/30	2	脱肛、神経症
2/3	3	神経症
2/5	1	肺炎疑い
2/6	1	神経症
2/9	1	（100日齢）
2/10	1	（65日齢）
2/11	2	（90日齢、120日齢）
2/12	1	発育不良
2/16	1	発育不良
2/17	1	（90日齢）
2/18	5	※立入検査当日

【瑞浪市内農場（G 農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業施設を含んで設定。周囲は山林のため衛生管理区域より広めにワイヤーメッシュで囲んでいる。 柵付近に獣道や野生動物の足跡らしきものが確認できた。 ワイヤーメッシュがU字溝を跨いでいる部分があり、U字溝から小動物が侵入した可能性は否定できない。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は6名が実施。 飼養者以外の衛生管理区域への立入は関連業者数社あり（餌関連業者、プロパンガス業者、施設修理業者等）。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域内に入る車両は入口（衛生管理区域内）で消毒（噴霧器で消毒）。 入口の注意書きにて、従業員を呼び出すよう依頼し、従業員が車両消毒を行うようにしていた（1月下旬から運用）。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域内に入場する際は、区域内の事務所において長靴、手袋、作業を着用。さらに、豚舎毎に専用の防護服、長靴、手袋、キャップを着用し、入口にある踏み込み消毒槽、手指消毒液で消毒を行っていた（1月上旬から運用）。 飼養者以外には防護服、長靴を着用するよう注意書を入口に設置していた。 豚舎に入場していたのは従業員のみ。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 豚舎の密閉度は高い。出入口には扉、窓にはカーテン及び防鳥ネットが設置され、豚舎の中への鳥や小動物の侵入は困難。
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水は水道を利用しているため、野生動物からの病原体侵入可能性は低い。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は堆肥舎に置いていたが、衛生管理区域内において焼却処理を行うよう準備をしていた。

5 県の今後の取り組み

課題1：各務原市内農場（D農場）

（飼養衛生管理基準の遵守状況）

- ・ 全般的に飼養衛生管理基準に沿った運用を実施しているが、衛生管理区域に入る際の着替えを、入口から離れた衛生管理区域内の倉庫で行っているため、区域の一部（入口から倉庫）で交差の恐れがある。

（出入り業者への徹底）

- ・ 衛生管理区域に出入りする業者（餌関連業者、プロパンガス業者、施設修理業者等）に対する注意書があり、消毒や長靴の装着を促していたが、従業員が不在の際は、各業者の自主性に委ねられ、すべてのケースにおいて適切な措置を行っていたかどうかは確認ができなかった（ただし、1月以降豚舎に入った業者は無い）。

課題2：本巣市内の農場（E農場）

（飼養衛生管理基準の遵守状況）

- ・ 農場主は衛生管理区域に入る際に、隣接の家屋で作業着、長靴、手袋に着替え、衛生管理区域内に入っていた。隣接家屋から入口まで交差の恐れがあるため、衛生管理区域の入口付近のコンテナで着替えるよう徹底する必要がある。（※長靴は消毒、履き替えを行っていた）

（出入り業者への徹底）

- ・ 衛生管理区域に出入りする業者（施設修理業者等）に対して消毒や長靴、防護服の着用を促していたが、プロパンガス業者に対しては不徹底であった。

（野生動物の侵入対策）

- ・ 農場周辺はいのししを目撃情報も無く、出没する可能性は少ないと思われる。豚舎の一部壁等に破損箇所があり、鳥や小動物の侵入の可能性はある。

（豚の導入）

- ・ 他の農場等から家畜を導入した場合は、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態を確認していたが、口頭確認のみであり、記録は無い。

（死亡豚の報告）

- ・ 死亡豚について、県への報告徴求では直近2週間は0頭として報告されていたが、現地調査時の聞き取りによると、2週間で7頭死亡していたとの農場主の証言があり、報告死亡数との間に乖離があった。

課題3：恵那市内の農場（F農場）

（飼養衛生管理基準の遵守状況）

- ・ 衛生管理区域に入る際の着替えは休憩所で行っているが、入口から離れた衛生管理区域内の休憩所で行っているため、石灰地帯と踏み込み消毒は実施しているものの、区域の一部（入口から休憩所まで）で交差の恐れがある。
- ・ 衛生管理区域内に居住しているが、居住者が外出する際は普段着に着替えるため、居住地から入口までの間は区域内であるが、専用服及び専用靴を着用していなかった。

（豚の導入）

- ・ 他の農場等から家畜を導入した場合は、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態を確認し、伝票により記録をしていた。
- ・ 導入豚は専用の豚房に入れていたが、隣の豚房にいる豚との接触は起こり得る状態であった。

課題4：瑞浪市内農場（G農場）

（野生動物の侵入対策）

- ・ 全域にワイヤーメッシュ柵を設置してあるが、U字溝を跨ぐ箇所に隙間（約20cm×20cm）があった。また、入口は可動式バリケードを設置していたが、日中は開放したままであった。

（出入り業者への徹底）

- ・ 衛生管理区域に出入りする業者（餌関連業者、プロパンガス業者、施設修理業者、車両消毒装置工事関係者等）に対する注意書があり、消毒や長靴の装着及び車両消毒を促していたが、すべてのケースにおいて適切な措置を行っていたかどうかは確認ができなかった（ただし、1月以降豚舎に入った業者は無い）。堆肥を取りに来る近隣農家も同様。

（豚の移動）

- ・ 農場内での豚の移動（離乳豚舎から肥育豚舎へ）にはトラックを使用していたが、豚舎からトラック荷台へ移動させる豚出荷口について、事前に消毒せず豚を通らせていた。事後には消毒を行っていた。

その他、4農場共通の課題

（死体処理）

- ・ 豚の死体は急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）及び堆肥舎にて処理していた。この点、「化製場等に関する法律」に関する確認が必要である。

対策：県の取り組みの改善点及び強化する点

【継続して徹底する点】

(飼養衛生管理基準の遵守)

- 引き続き、国の飼養衛生管理基準の遵守について、国とも連携し、定期的な立ち入り検査における点検の徹底を図り、豚コレラウイルスの侵入防止を図る。

第一段階として「衛生管理区域に豚コレラウイルスを侵入させないこと」
第二段階として「豚舎に豚コレラウイルスを侵入させないこと」

の二重の防護を念頭に、特に以下の項目の徹底を図る。

(1) ウイルスを侵入させない区域設定と防護柵

ウイルス侵入防止の観点から衛生管理区域が適切かどうか点検を徹底する（着替え場所を入口付近とする、居住地はできる限り含めないか、含める場合は外部と交差する場所を最小限とすることなど）。

人や野生動物の侵入防止措置（周囲に柵の設置、排水溝等の構造物を跨ぐ場合は隙間を防ぐ、入口の柵を開放したままにしないことなど）の徹底を図る。

(2) 人・車両の洗浄と消毒の徹底

十分な消毒効果を得るためには、長靴や車両タイヤの溝等の汚れ（フンや泥等）をしっかりと洗浄した後に消毒することが重要であることから、長靴と車両の適切な洗浄及び消毒を徹底する。また、長靴の底は、消毒槽で有効な消毒時間浸し、消毒すること。

(3) モノの洗浄・消毒の徹底

豚舎外で使用する飼料運搬用一輪車などの飼養管理器具について、やむを得ず豚舎へ持ち込む場合には洗浄・消毒を徹底するとともに、豚房には入れないなどの運用を徹底する。衛生管理区域内で使用するフォークリフトなどの重機も同様。

(4) プラスアルファの対策：豚舎毎の専用服着用

豚舎毎の専用服については飼養衛生管理基準で規定されていないものの、二重の防護という効果もあり、防疫上有効と考えられるため、その運用を促進する。

(正確な死亡豚の報告と迅速な立入検査)

- ・ 飼養豚の異変の把握、共有は豚コレラウイルスの拡散を防ぐための初動対応に不可欠である。各農場に対して死因を問わず、死亡した豚（死産、圧死等を含め）について漏れなく報告するよう徹底を図る。
- ・ 豚コレラの拡散を防ぐため、豚コレラの感染が疑われる症状がある場合には豚コレラの可能性を考慮し、速やかに豚等の移動自粛の指導とともに立入検査を実施するよう徹底する。

【強化する点】

1. 出入り業者への徹底

- ・ 飼養者のみならず、農場へ出入りする業者（餌関連業者といった畜産関係業者のみならず、それ以外のプロパンガス業者、施設修理業者等）に対しても、飼養衛生管理基準の趣旨の理解を促し、外部からウイルスを農場に持ち込まないための運用の徹底を図る。

特に、以下を遵守すること。

- (1) 衛生管理区域への入場時及び退場時の車両の洗浄・消毒の徹底（消毒効果を得るためには、タイヤ溝のフンや泥などの汚れを適切に洗浄した後消毒することが重要）
- (2) 入場者が衛生管理区域に入る際の専用服と長靴の着用の徹底

2. 豚の導入時の注意点

- ・ 他の農場等から家畜を導入する場合は、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認や、正確な記録を徹底する。
また、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間(1週間程度)は、隣の豚房とスペースを空けるなど隔離用スペースを確保し、他の家畜と接触させないように、飼養衛生管理基準の運用の徹底を図る。
- ・ 農場間や豚舎間で豚を移動させる場合は、消毒可能な移動用ケージを利用し、直接地面を歩かせることは避け、やむを得ず直接地面を歩かせる場合は、事前及び事後に通路の洗浄・消毒を十分行うことを徹底する。